

一般質問



自治基本条例の内容をよりわかりやすく解説した逐条解説書

高瀬 重嗣 議員

自治基本条例について

質問(高瀬重嗣議員)

自治基本条例の規定する市民に法人が含まれるというのは理解したが、その他の団体とはどのようなものを想定しているのか、また将来制定を想定している住民投票条例について、個別の事案に対してそれぞれ住民投票条例を制定するということが、市の考えを伺います。

答弁(市長)

本条例の市民の定義については、第2条で市内の居住者や市内への通勤、通学者だけではなく、市内の各事業者やボランティア団

体、NPO、その他法人なども含めて広く市民として位置づけています。これまでも、まちづくりには多くの市民やさまざまな団体がかわつていますが、地方分権が進展する中、まちづくりへの市民の参加と協働はこれまで以上に重要となつてきていますので、内容によつては企業のCSR(企業の社会的責任)活動との連携を含め、より多くの人々の知恵と経験をまちづくりを生かすため、本市に住民登録をされている人だけではなく、幅広い人たちを市民として定義しています。

次に、本条例では、憲法や地方自治法などで規定する住民投票のほか、市が条例を制定することにより住民投票が可能であることを定めています。条例で定める住民投票制度は、住民の利害に関連を持つ市政運営上の重要事項について直接住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度であります。本市においては、今後市が直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすと考えられるような課題で、住民の意思を直接確認する必要があると認められる事項については、本条例の規定に基づき新たに条例を制定することが想定されます。

大豆生田 春美 議員

寡婦(夫)控除のみなし適用について

質問(大豆生田春美議員)

保育料等の算定に際し非婚のひとり親家庭に寡婦控除のみなし適用を導入する考えがあるかどうか伺います。

答弁(保健福祉部長)

保育園の保育料及び市営住宅の家賃算定に際し、所得税法上の寡婦控除の対象とならない非婚のひとり親家庭は、寡婦控除後の課税状況や収入によって算定する保育料や市営住宅家賃に反映されない結果となっております。

平成26年2月現在で、本市にお

ける寡婦控除の対象とならない非婚のひとり親家庭で保育料や市営住宅家賃に影響を与えると考えられる世帯は、保育料で11世帯、市営住宅家賃で3世帯であり、金額としては保育料で年間51万7千円、市営住宅家賃は年間9万7千円になると見込まれています。

また、国の制度である児童扶養手当等は所得税法上の寡婦に該当するか否かの考え方ではなく、母子家庭、父子家庭として非婚の母子家庭も手当の対象とさ

れていて、保育料や市営住宅家賃算定の判断基準と相違があるのが現状です。

本市において保育料や市営住宅の家賃算定にみなしでの寡婦適用をさせるためには、条例施行規則や要綱等に減免規定を設けて実施することになりますので、平成26年度当初からの実施は困難であります。平成26年度の早い時期に減免規定を整備し、その後実施したいと考えています。



保育料の算定をしている子ども幸福課